

# 令和6年第8回 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月23日(金) 午後1時40分から午後1時52分
2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室
3. 出席委員 (10人)

10番 善岡 浩樹 (会長)	7番 松田 力 (会長代理)	
1番 永井 稔	2番 高田 秋光	3番 山外 明人
4番 植松 春雄	5番 川島 史伸	6番 澤田 正人
8番 川瀬 崇	9番 藤崎 正雄	
4. 欠席委員 (0人)
5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の選出	藤崎 正雄 永井 稔
第 2 会議書記の指名	長谷局長、滝上推進員、清水野主事
第 3 農政報告	参 与 續木課長
第 4 会務報告	事務局 長谷局長
第 5 議事参与の制限	あり (高田委員)
第 6 議案第17号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について	
第 7 議案第18号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	
6. 農業委員会事務局職員  
長谷育男事務局長・滝上和昭農地推進員・清水野梨希主事
7. 参与  
續木敬子産業課長

事務局長(長谷)	<p>只今から、令和6年第8回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、全委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、善岡会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (善岡)	<p>大変ご苦労様です。今年は、例年よりも稲刈り時期が早くなるのではと予想されております。なお、北竜町では作況指数が104ということで「やや良」と示されている様であります。今後、災害等が起これば無事に稲刈りを終える事が出来るよう祈るばかりであります。</p>
議 長 (会長)	<p>それでは、令和6年 第8回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 会議録 署名委員の選出について 藤崎委員・永井委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、長谷事務局長 滝上農地推進員 清水野主事 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 續木産業課長からお願いします。</p>
参与 (續木)	<p>お疲れ様です。それでは8月の農政報告をさせていただきます。</p> <p>7月20日より開催しておりました「ひまわりまつり」ですが、先週8月18日を持ちまして終了を致しました。多くのメディアの取り上げや、来場者のSNS発信等のおかげを持ちまして、本年度の来場者数は24万6千人で昨年より18%程度増えました。また、いいひまわりを咲かせるための協力金には457万円とたくさんのご協力をいただきました。一部の日程において発生した交通渋滞により、近隣町民にはご迷惑をお掛け致しましたが、大きな事故も無く無事に終了する事ができましたことを関係者各位に感謝申し上げます。</p> <p>以上、農政報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>会務報告 4ページをお開き下さい。</p>

【4 ページ朗読】

議 長

日程第5 議事参与の制限について  
議事参与の制限が議案第17号と議案第18号で高田委員にかかります。

それではこれより、議案2件の審議に入ります。

議 長

日程第6 議案第17号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、説明願います。

事務局長

5ページをご覧ください。  
議案第17号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について  
農地法第18条第6項の規定により、合意解約のあった、別紙の件について議決を求める。

令和6年8月23日提出

6ページをお開き下さい。  
番号 6-10 合意解約  
貸主 [REDACTED]  
借主 [REDACTED]  
土地の所在は三谷40番地6 外1筆、  
田が1筆、畑が1筆で、面積が 2,395 m<sup>2</sup>です。  
資料1ページに航空写真があり、黄色の箇所が該当となりますので  
ご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。6-10承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 6-10 について承認いたします。  
次に番号 6-11 について説明願います。

事務局長

7ページをご覧下さい。  
番号 6-11 合意解約  
貸主 [REDACTED]  
借主 [REDACTED]  
土地の所在は三谷 40 番地 6 外 1 筆、  
田が 1 筆、畑が 1 筆で、面積が 2,395 m<sup>2</sup>です。  
資料 1 ページに航空写真があり、黄色の箇所が該当となりますので  
ご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。6-11 承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 6-11 について承認いたします。

日程第 6 議案第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意  
解約については全て承認されました。

議長

日程第 7 議案第 18 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正す  
る法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定により改正前の農業  
経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画の決定に  
ついて説明願います。

事務局長

8ページをお開き下さい。

議案第18号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和6年8月23日提出

次のページをご覧ください。

番号 6-賃-31

利用権の設定を受ける者

利用権の設定をする者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和6年8月26日から令和16年12月31日です。

借賃は、10,000円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、三谷40番地6 外1筆

田が1筆、畑が1筆で 面積2,395㎡です。

なお、三谷40番地6のうち田の117.00㎡と三谷41番地2のうち畑の319.00㎡は農業用施設用地となっております。

資料の1ページに航空写真のほか、関係資料を添付してありますのでご参照下さい。以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑等なし】

議長

採決いたします。

番号6-賃-31承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議 長

番号6-賃-31について承認いたします。

日程第7 議案第18号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定については全て承認といたします。

以上で、第8回農業委員会総会を閉会致します。

議 長

---

9 番委員

---

1 番委員

---